

# 新潟市立上山小学校 いじめ防止基本方針

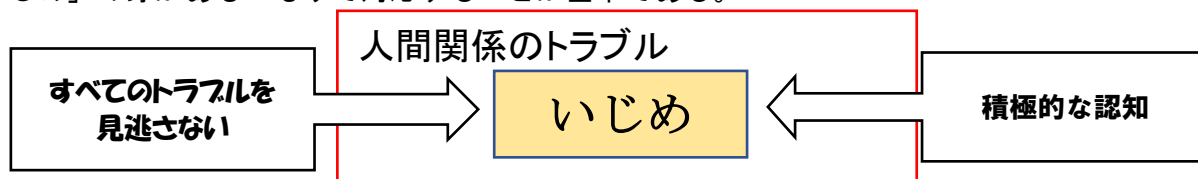
令和8年4月

## 1 基本理念

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

## 2 「いじめ」の定義(判断基準)

「いじめ」と「トラブル(けんかやいたずら)」は別のものではなく、全てのトラブルの中に「いじめ」の芽があるつもりで対応することが基本である。



いじめとは

一定の人間関係のある者が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じているもの。

## 3 「いじめ」を生まない人間関係・学校風土づくりで目指すこと

- いじめを決して許さない心を育てる。
- 自他の生命を大切にすることを育てる。
- 人の痛みを感じる心を育てる。
- 個性の違いを認める心を育てる。
- 規範意識を高める。

### ① いじめは絶対にだめだという雰囲気をつくる

いじめは、謝って責任がとれるものではないこと。いじめられた児童が、安心して学校生活を送れるようにならなければ、本当の意味で許してもらったことにはならないこともしっかりと指導する。

### ② いじめの早期発見に努める

児童の見取りの強化と、いじめを訴えることができる子どもの育成、信頼関係づくりに努める。

### ③ いじめを訴えることができる集団にする

いじめを見たら・受けたらすぐに伝えることが大事。告げ口ではなく、正義の行動だと教える。「いじめられている人、教えてくれた人を、絶対に守る」ことを伝える。

### ④ 生徒指導の「さしすせそ」を大切にする

- 「さ」 最悪の事態を想定して
- 「し」 慎重に(複数で)
- 「す」 すばやく
- 「せ」 誠意をもって
- 「そ」 組織的な対応を

## **4 「いじめ」に対する未然防止**

### **(1) 「学級力」の育成**

- ・ 望ましい学級集団のあり方について、お互いに助言し合い、意図的、計画的、組織的に学級力を高めていく。「学校全体で組織的に」学級力向上に取り組む。
- ・ 子どもが自らの学級づくりに参画しようとする意識を高めることで、望ましい学級集団づくりに対する子どもの自発的な取組を促す。

### **(2) 子どもを語る会の定期的な実施**

- ・ 子どもを語る会を月2回実施する。配慮や支援が必要な児童について、全職員で情報を共有し、どの職員も共通した配慮や指導ができるようにする。

### **(3) 相談体制の確立**

- ・ 年間2回の児童アンケートといじめアンケート（計4回）をもとに、全校の子どもにして学級担任が個別に面談を行う「教育相談」を実施する。一人一人の心に寄り添い、丁寧に話を聞き出すとともに、心配な事案については生活指導主任に報告し、学年主任を中心に学年で検討し即日対応する。相談してよかったという満足感が得られるようにする。また、日頃から、悩みを相談できる信頼関係づくりに努める。

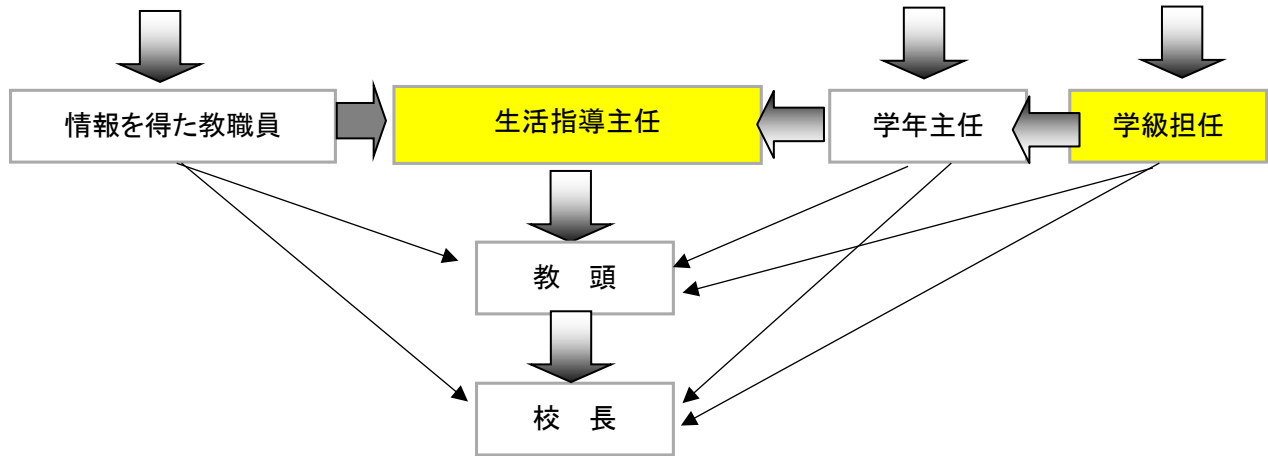
## **5 家庭・地域及び関係機関との連携の充実**

- (1) 日頃から連絡帳や電話、家庭訪問、個人懇談会等で、保護者との連絡を密にし、いじめに対する相談が気軽に行えるように、信頼関係を深める。
- (2) いじめ・不登校防止対策委員会及び当該学年で行う全体指導体制づくりの段階で、校長・教頭の指導の下、派遣カウンセラー等との相談体制を構築する。
- (3) 地域・関係機関と情報交換を行い、いじめをはじめとする問題行動に関する子どもの様子について情報を得る。

## 6 「いじめへの緊急(早期)対応」の流れ

### いじめの情報

日常観察、本人の申し出、教育相談、他の児童・保護者からの情報提供、アンケートなど



### 校内いじめ対応ミーティング

**情報共有・共通理解**

**即日開催**

調査（事実関係の把握）

指導および支援方針・決定分担の決定

